（公社）神奈川県産業廃棄物協会　安全衛生大会
職場のリーダーが取り組むべきこと　問題と解答

第１問：産業廃棄物処理業の労働災害発生状況は全産業平均に比べて高い。

〇：全産業平均の数倍の比率で発生しています。若干古いデータですが、度数率を比較すると、
平成１８年　６．１倍
平成２１年　４．１倍
平成２３年　６．８倍（東日本大震災関係を含む）
というデータがあります。

第２問：産業廃棄物処理業における労働災害は、年々減少傾向にある。

×：平成２１年に減少しましたが、その後、増加または横ばい傾向にあり、減少傾向にあるとは言えません。

第３問：産業廃棄物処理業における労働災害を「事故の型」別にみると、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」が多い。

〇：年により若干の差はありますが、「はさまれ・巻き込まれ」が第１位、　「墜落・転落」第２位で、この二つで４０％以上を占めています。
全産業では「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」の順となっています。

第４問：産業廃棄物処理業における労働災害の被災者は、経験年数の長い労働者の割合が高い。

×：経験年数１０年以上の災害は１４．４％となっており、全産業の２９．４％、建設業の５２．５％よりかなり低くなっています。

第５問：神奈川県の産業廃棄物処理業の労働災害発生状況は他県に比べて少ない。

×：神奈川県の労働災害発生状況は、ここ数年全国ワースト１を継続しています。
神奈川県、東京都、埼玉県、愛知県などが多く、沖縄県、徳島県、鳥取県、山梨県などは少なくなっています。

第６問：労働安全衛生法に違反しても、産業廃棄物処理業の許可を取り消されることはない。

×：例えば労働安全衛生法第２０条に違反し、危険を防止するための必要な措置を事業者が講じていない場合、事業者は６か月以上の懲役または５０万円以下の罰金を受ける可能性があり、事業者は廃棄物処理法の欠格要件に該当し、業許可の取り消しを受ける可能性があります。

第７問：産業廃棄物処理業であるＡ社は本社で６０名、他地区にある工場で８０名が常時働いているが、本社で毎月安全衛生委員会を開催しているので問題はない。

×：Ａ社の場合、本社、工場共常時働いている人が５０名以上となっていますので、両方で安全衛生委員会を開催する必要があります。
第１７条で安全委員会、第１８条で衛生委員会を政令の定める業種及び規模の事業場ごとに設置することが定められ、第１９条でそれぞれの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置することができるとなっています。

第８問：産業廃棄物処理業であるＢ社は常時１５名の労働者しか働いていないので、安全衛生を担当する者を置く必要はない。

×：常時働いているものが５０名に達していないので、安全管理者、衛生管理者を置く必要はありませんが、安全衛生推進者を選任する必要があります。

第９問：Ｃ社ではノウハウがないのでリスクアセスメントを実施していないが、これにより罰せられることはない。

〇：労働安全衛生法第２８条の２でリスクアセスメントの実施が努力義務化されていますが、罰則はありません。

ただし、労働災害が発生した場合、努力義務を怠っていたことにより、厳しい罰が下される可能性があります。

第１０問：Ｄ社では最近リスクアセスメントを導入したので、今まで実施していたKYT（危険予知訓練）は必要がなくなり廃止した。

×：リスクアセスメントは装置や作業の本質安全化を目的とするものであり、完全に危険源がなくなるまでリスクが残ることがあります。

KY（危険予知）はその日の作業の危険性を特定し、安全に作業を行うことを目的としています。

両方を併用した方が効果的です。

第１１問：監督署が産業廃棄物処理業の事業場を指導する際、フォークリフト・車両系建設機械・車両系荷役運搬機械関係の点検や資格（技能講習・特別教育）に関する指摘事項が多い。

〇：フォークリフト等の定期点検記録や月例点検、作業前点検を実施していなかったり、記録の提示を求められ、提示できなかったなどの指摘が２３％と最も多いそうです。

また、フォークリフト、車両系荷役機械、クレーンなどに関する特別教育、技能講習、免許に関する指摘も５％弱ですがあるとのことです。

第１２問：災害防止に最も効果があるのは、朝礼での工場長や責任者の安全指示や訓示である。日常の安全衛生活動は、特に重要ではない。

×：日常の安全衛生活動により、作業や装置の本質安全化を進めたり、個人の安全にかかわる能力を高めることが重要です。

ただし、工場長や責任者の安全指示や訓示は作業者の安全に対する意識を高める効果があります。

両方をバランスよく続けることが必要です。

第１３問：収集運搬車両のシートをはずす時、荷の上は高く危険であるので、安全帯を掛ける設備を導入した。

〇：廃棄物の輸送には飛散防止のため、シートを掛ける必要がありますが、足元が不安定な場合が多く、転落するリスクがあります。安全帯を掛ける設備があれば効果的です。

ただ、シートの着脱は客先や処分場でする場合が多く、対策が困難な場合があります。

協会メンバーの中には、あおりの上に滑り止めを施し、安全性を高めている例もあります。

第１４問：処理施設の出入り口は一般車両や歩行者と接触する可能性があるので、注意標識やカーブミラーを設置した。

○：注意標識やカーブミラーは有効な対策です。
また、視覚だけではなく聴覚に訴えるブザーなども有効な対策です。
最近では大型車を使う場合も多く、出入り口の幅を拡げ、対向車線へのはみ出しを少なくすることも効果があります。

第１５問：装置の点検修理は頻度が少ないので、通常作業に比べて労働災害の発生は少ない。

×：装置の点検中に突然装置が動きだし、巻き込まれて重傷を負う等の重大災害が多く発生しています。
通常作業のマニュアルだけでなく、点検修理作業等のマニュアル整備も重要です。
点検中は装置のスイッチが入らないようにする等の本質安全化が必要です。
非定常作業時のリスクアセスメントも必要です。

（公社）全国産業廃棄物連合会　安全衛生に関するツール等

（全産連）HP（http://www.zensanpairen.or.jp/）→ **処理企業の方へ** → **安全衛生**

- **産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース**
  起因物、事故の型、場所を選択することでヒヤリハットの例を抽出できます。
- **安全衛生規程作成支援ツール**
  社名、従業員数、処理内容を選択することで簡単に安全衛生規程が作成できます。
  表示オプションにより、関連条文の表示もできます。
- **安全衛生チェックリスト**
  各事業場の安全衛生活動への取り組み状況を自己診断するためのツール
- **リスクアセスメントの実施支援システム**
  場面を選択することにより、リスクアセスメントの例を抽出することができます。
  リスクアセスメントに慣れるまで便利です。
- **その他の関連サイトの紹介**
  「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省のサイトへ）
  「自動車使用者への点検整備の実施のお願いについて」
  「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引き」（国土交通省のサイトへ）

※上記手順で（全産連）ホームページにアクセスし、それぞれのツール等について試してみてください。安全衛生規程は関連条文もわかり、必要な項目を漏らさず規程化することができますのでお勧めです。